

2025年8月20日

## ウェブコインに関する取材へのご回答

弊社が管理するポイントシステム「POKERWEB COIN」（以下「ウェブコイン」）をはじめとするご質問に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

### 質問1

こちらのサイトで紹介されている「コンプライアンスの取組みと今後のロードマップ」は、御社が今年5月31日付で公表した資料ということで間違いないでしょうか。

<https://go2senkyo.com/seijika/191643/posts/1118402>

### 回答:

はい、ご提示いただいたサイトに掲載されている「コンプライアンスの取組みと今後のロードマップ」は、弊社が2025年5月31日に公表した資料で間違いございません。

### 質問2

POKERWEB COINについては、特定の加盟店で獲得したものを別の加盟店で使うことができますが、「コインの財物・財産性の有無」および「御社ビジネスの刑法185～187条該当性」についてご見解をお聞かせください。

### 回答:

弊社は顧問弁護士への確認のうえ、POKERWEB COINについて、弊社が成績に応じてプレイヤーに付与する支援であり、その限りで財物・財産性はあるものの、通貨に準じるような財物・財産性があるわけではありません。

そのようなことから、POKERWEB COINは、刑法第185条（賭博罪）および第186条（常習賭博罪・賭場開帳罪）、さらに第187条（富くじ販売等）のいずれにも関係がないと考えております。

以下は、弊社顧問弁護士（丸ビル総合法律事務所 弁護士 三堀 清）の見解です。

- ウェブコインは、弊社が成績に応じてプレイヤーに付与する物であり、プレイヤー同士がポーカーゲームに賭けて争い、勝者がこれを獲得するというものではないから、賭博罪（刑法185条。なお、刑法186条は「常習賭博罪」及び「賭場開帳罪」に関する規定）の構成要件としての「偶然の勝敗に関して財物を賭ける」ことにならないから、そもそも賭

博罪にはなり得ない。

2. ウェブコインの所有者が、これを第三者に交付するトランスファー自体は、所有権に基づき自由になしえる行為で何ら問題はない。

### 質問3

SNS上などでユーザー間のPOKERWEB COIN換金・買取を呼びかける投稿が確認できますが、こうした行為に対してどのような措置を取られていますか。御社で確認されている違反行為の件数も教えてください。

回答:

弊社の利用規約では、個人利用の範囲を超えて商業的な目的でウェブコインを取引する行為を禁止しております。

こうした規約違反が確認された場合、弊社では該当プレイヤーに対し注意喚起を行うほか、必要に応じてウェブコインの利用制限、サービス利用の一時停止、または契約解除といった措置を講じております。

これまでに確認された違反件数は、個人プレイヤーに対して約30件、加盟店に対して約10件であり、その中には上記の厳しい措置を適用した事例も含まれております。

### 質問4

プレイヤーへのPOKERWEB COIN付与について、御社に履行義務はありますか。ある場合、それは誰とのどのような契約に基づくものでしょうか。（加盟店から御社への支払いは、広告料名目のため、御社にはプレイヤーへの付与義務がないようにも見えます。）

回答:

弊社には、プレイヤーへのPOKERWEB COIN付与に関する法的な履行義務はございません。

選手契約は、ポーカーマーケットの拡大および弊社プロモーション活動の一環として、弊社が独自に認定したプレイヤーに対して任意にオファーする業務委託契約です。

この契約を締結したプレイヤーは、弊社認定選手として活動し、その活動支援を目的としてウェブコインが付与されます。付与はあくまで、弊社とプレイヤーとの契約上の任意の取り決

めであり、加盟店との契約や加盟店からの広告料支払いに基づく直接の義務関係はありません。

#### 質問5

前記資料（「コンプライアンスの取組みと今後のロードマップ」）によれば、「ウェブコイン利用料」を廃止予定とのことですが、その理由を教えてください。また、各加盟店が御社に支払う定額の広告料は、各店舗のこういったデータ（利用者数、店内ポイントの流通量など）を元に設定されるのでしょうか。

回答:

資料に記載の「ウェブコイン利用料（廃止予定）」は、弊社と加盟店との間で運用している広告システム全体を見直す方針に伴い、廃止を予定しているものです。

現在、新たな前払い制の料金システムを検討・整備しており、詳細は今後確定いたしますが、広告契約に基づく料金設定であるため、各加盟店の利用者数や店内ポイントの流通量などの店舗データを基準に算定するものではありません。

#### 質問6

今年6月の週刊文春の記事によれば、「ウェブコインは、まず店が「ポーカーギルド」から先払いで購入する」との記載がありましたが、こちらは事実でしょうか。

トーナメントおよびリングゲームで、プレイヤーにPOKERWEB COINを付与する主体が御社ということは、店舗がPOKERWEB COINを仕入れる必要はないという認識で良いでしょうか。

回答:

いいえ、週刊文春の当該記載は事実ではございません。

加盟店が弊社に支払う広告料は、あくまで広告宣伝のための費用であり、ウェブコインの仕入れや購入費用ではありません。ウェブコインは、弊社がプレイヤーと任意の選手契約を締結したうえで、活動支援として付与するものであり、加盟店を含め、いかなる第三者も購入することはできません。

#### 質問7

前記資料（「コンプライアンスの取組みと今後のロードマップ」）によれば、高額なリングゲーム・トーナメントの提供を禁止されていますが、違反した加盟店にはどのような対応を取られているのでしょうか。御社で確認されている違反行為の件数も教えてください。

上記禁止について、JOPT主催の大規模トーナメントはエントリー費が10万円を超えるものもあると思いますが、これは例外という扱いでしょうか。

回答:

弊社の利用規約では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可（風営許可）を得て営業する加盟店に対し、高額なリングゲームおよびトーナメントの提供を禁止しております。

これまでに、7つの加盟店に対して高額サービス提供の改善を要請し、そのうち改善がみられなかった2つの加盟店については契約を解除いたしました。

なお、JOPT主催の大規模トーナメントを含む、風営許可を取得していない加盟店が実施する大会は、この規制の対象外です。今後も各加盟店の利用状況を継続的に確認し、自主規制の導入などを通じて、適正な運営に努めてまいります。

質問8

あるポーカースポットでは、店側が「勝ち分をPOKERWEB COINですぐに受け取れる」との説明をしていたという情報がありますが、これは御社として認めていない運用でしょうか。

回答:

そのような運用は弊社として認めておりません。

「勝ち分をPOKERWEB COINですぐに受け取れる」という説明は、遊技チップをウェブコインに直接変換していると誤認される恐れがあり、適切ではないと考えております。遊技チップの勝ち分（増減チップ数）は遊技成績の指標となり得ますが、それ自体をウェブコインとして付与することはしておりません。

弊社は、加盟店からプレイヤーの成績報告を受けたうえで、その内容を独自に認定し、必要に応じてプレイヤーに選手契約をオファーし、選手契約を締結したプレイヤーにのみ、選手契約に基づく活動支援としてウェブコインを付与しております。

質問9

JOPTサイトによれば、JOPT主催のトーナメントで上位入賞したプレイヤーには「プライズとしてポーカーギルド株式会社との選手契約（業務委託契約）をオファーします」とあります。同サイトの「履行申請と精算」の説明によれば、渡航費・宿泊費相当額のPOKERWEB COINを指定されたクラブにトランスファーするとプレイヤーの口座に振込がされる、という手続きになっています。この手続きを踏まえば、POKERWEB COINに金銭的価値があるようにも見えますが、「コインの財物・財産性の有無」および「御社ビジネスの刑法185～187条該当性」についてご見解をお聞かせください。また、選手が業務を履行しているかどうかの実態はどのように確認されているのでしょうか。

回答:

ウェブコインは、選手契約を締結したプレイヤーが国内外の指定ポーカー大会に参加する際の活動支援として付与され、それに応じてプレイヤーが利用できるポイントです。現金等の一般的な交換価値のあるものではなく、あくまで弊社が定める条件を満たした限定した用途において利用可能なポイントにすぎません。

ご質問の刑法185条（賭博罪）および186条（常習賭博罪・賭場開帳罪）、さらに187条（富くじ販売等）への該当性については、顧問弁護士の確認のうえ、いずれにも該当しないと判断しております（詳細は質問2の回答をご参照ください）。

業務履行の確認については、国内外の指定ポーカー大会に参加する際、参加証明としてトーナメントのレシートや登録画面の提出をお願いしております。事前の手続きとしては、参加意思を確認できる資料（航空券やホテル予約の確認書など）の提示を求めています。これらを確認し、履行申請の内容と相違がない場合に限り、プレイヤー指定の口座へ振込を行っております。

以上

広報部

ポーカーギルド株式会社

東京都新宿区市谷本村町2-21 ICHIGAYA CANAL COTE 2階